

平成 26 年 予算審査特別委員会

- 1 開催期日 平成 26 年 3 月 10 日 (月) 午前 9 時 57 分から午後 1 時 22 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 立崎委員長、西田副委員長
中野委員、永井委員、板垣委員、谷浦委員、野村委員、鈴木委員、
田辺委員、武田委員、畠山委員、中田委員、國枝委員、滝委員、
佐藤委員、藤田委員、大迫委員、木村委員、尾崎委員、川崎委員
- 4 欠席委員 橋本委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- | | | | |
|-------------|-------|---------------|------|
| 建設部長 | 村上清志 | 経済部長 | 小島靖雄 |
| 経済部次長 | 浜田薫 | 庶務課長 | 斉藤秀樹 |
| 都市整備課長 | 駒形智 | 建築課長 | 中島秀男 |
| 土木事務所長 | 諏訪博紀 | 農政課長 | 千葉直樹 |
| 商業労働課長 | 吉田智樹 | 企業立地推進室工業推進課長 | 佐々木伸 |
| 用地補償・地籍担当主査 | 中居直人 | 渉外・治水担当主査 | 工藤秀之 |
| 道路・河川担当主査 | 藤縄憲通 | 道路・河川担当主査 | 新田邦広 |
| 街路・公園担当主査 | 中垣和彦 | 公園整理・区画整理担当主査 | 千葉俊弘 |
| 緑化推進担当主査 | 小松輝久 | 建築工事担当主査 | 吉岡亮 |
| 建築工事担当主査 | 牛島裕幸 | 建築指導担当主査 | 原田昭彦 |
| 住宅管理担当主査 | 中村篤司 | 河川担当主査 | 新津淳宏 |
| 道路・河川担当主査 | 佐々木克彦 | 除雪担当主査 | 人見桂史 |
| 管理担当主査 | 吉川進 | 農業振興・農畜産担当主査 | 池田栄一 |
| 農地保全・林務担当主査 | 山田孝博 | 商業・消費担当主査 | 宮本大介 |
| 雇用担当主査 | 山田基 | 観光担当主査 | 村井宏行 |
| 総務担当主査 | 庄司直義 | 業務担当主査 | 菊池徳久 |
| 農地振興担当主査 | 木村公也 | | |

7 事務局 事務局次長 石丸 訓行 書記 木村洋一郎
書記 高橋 武士 書記 永澤るみ子

8 傍聴者 なし

9 案件 議案第 31 号 平成 26 年度北広島市一般会計予算
議案第 32 号 平成 26 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 33 号 平成 26 年度北広島市下水道事業特別会計予算
議案第 34 号 平成 26 年度北広島市霊園事業特別会計予算
議案第 35 号 平成 26 年度北広島市介護保険特別会計予算
議案第 36 号 平成 26 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 37 号 平成 26 年度北広島市水道事業会計予算

議事の経過

西田副委員長

お揃いですので始めさせていただきます。

開会前にお知らせいたします。橋本博委員から風邪のため本日の委員会を欠席する旨届出がありました。

ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

延会前に引き続き一般会計予算の歳出の質疑を行います。それでは農林水産費の質疑を行います。

質疑のある方。鈴木委員。

鈴木委員

今日は雪除けで皆さん疲れているので、早くに終わりたいと。予算書 127 ページから 129 ページまで、附属資料で 29 ページから 30 ページくらいなのですが、何点か申し上げますのでよろしく願いいたします。

まず農業委員会費の 124 ページ、農地耕作状況と耕作放棄地の解消についてというところで、本市は近郊型農業がある程度中心となっておりますが、この最大作付けという私が知っているのはレタスや大根など色々ありますが、そういう品目について、ここ 10 年程度変化が見られるのかどうなのかをまずお尋ねいたします。同時に私も農業委員をさせていただいたことが 7 年ぐらい前にあったのですが、その当時も耕作放棄地というのは非常に重大な問題でございました。日ごろ農業委員会並びに色々な関係の方々にご尽力いただいているかと思いますが、その解消の状況について教えていただきたいと思います。

次に農業資金の利子補給事業というのがございます。たぶん商業では中小企業者等融資事業というものがあって、市が利子の一部を補給しておりますけれども、これは農業の同様の趣旨のものなのかどうか。またその対象者はどこから借り入れしているのか。例えばJAなのか一般銀行なのかということをお聞きしたいのと、利子については年率どのくらいなのかを教えてくださいたいと思います。

次に農業後継者育成事業についてですが、これは事業内容の割には予算が非常に少ないと考えるのですがいかがでしょうか。

それと経営体育成支援事業のことですが、農業経営体というのは農業者を示すものと考えますけれども、農業用機械を融資を受けて整備する際に、一部を補助するという内容になっているようです。この査定はどの機関がどのような形で行うかをご説明いただきたいと思います。

次に新規就農経営継承総合支援事業というものがあります。これは青年就農給付金として、平成 26 年度の対象は 3 名とございますけれども、この事業費は拡大しております。これは対象が増えた要因なのかどうかを教えてくださいたいと思います。

新規就農経営安定支援事業についてですが、この事業は今回、新規市長公約による事業のようです。これは以前より新規就農者などから要望が強かった案件だったのかどうか。これは新規事業と、市長公約ということでございますから、そういう意味であるかどうかお知らせいただきたいのと、75 万円の補助金というのは農地の賃借面積、これ 75 万円にあたる面積はどのくらいになるのかをお知らせいただきたいと思います。

最後に北広島クラスタ構想事業というのがございます。地域特性を生かした新たな農業とございますけれども、この本市、いわゆる産・学・官の官の考える構想ということであれば、どのようなものなのか。またこの事業について産、学からも声が挙がったことなのかどうか、このあたりをお知らせいただきたいと思います。

西田副委員長

木村主査。

木村農地振興担当主査

まずご質問 1 点目の本市農業の作付状況の変化、それから 2 点目の耕作放棄地の解消状況についてお答えいたします。まず作付状況についてですが、本市の農業は畑作、野菜、水稲、酪農のほか、花卉農家が混合している地域でありまして、都市近郊に位置しておりますが、土地利用型の農業が主流となっております。営農類型としましては、特段の変化はしていないと捉えております。作付作物に関してですが、最近の傾向としましては水稲、米については減少、野菜はレタス、ブロッコリーの作付生産量が増加しているという状況でございます。次に耕作放棄地の解消状況についてであります。平成 20 年度に把握されていた耕作放棄地は約 100 ヘクタール程度でしたが、その後解消、新たな発生など増減が

ありまして、25 年度の調査結果では約 76 ヘクタールという状況でございます。直近の解消状況としましては、平成 25 年度は経営規模拡大のための賃借権設定、これは約 5 ヘクタール、そのほか所有者、自己による保安全管理、営農再開によるものと合わせまして約 17 ヘクタールが解消されております。26 年度につきましても現在土地所有者と農業者との賃貸、売買に向けた調整を行っております、約 3 ヘクタールの解消に向けて調整を行っているところです。以上です。

西田副委員長

池田主査。

池田農業振興・農畜産担当主査

3 点目の農業資金利子補給事業についてお答えいたします。この農業資金利子補給事業につきましては、国、道、市が一体となって農家の利息負担軽減のために行っております補助事業でありまして、市の単独事業ではございません。対象者の借り入れ先につきましては、当市の場合においては日本政策金融公庫の受託金融機関である北海道信用農業協同組合連合会となっております。また借り入れ利率につきましては、借りた年、その時期によって違ってきますが、日本政策金融公庫におきます現在の利率につきましては、農業経営基盤強化資金で融資期間 20 年の場合、0.9%となっております。以上です。

西田副委員長

千葉農政課長。

千葉農政課長

続きまして農業後継者等育成事業についてですが、この事業につきましては昭和 61 年に当時名誉町民でありました松原太郎翁の寄付金によりまして、広島町農業後継者等育成基金が創設されました。この基金の原資に、時代の担い手であります農業後継者等の育成と確保を目的としまして開始されました。この事業は昭和 61 年の当初からバブル崩壊までは利息を原資に運用して事業実施しておりましたが、現在は利率が非常に低いということから、元本を取り崩した中での運用となっております。基金を活用した事業としましては、これまで認定就農者が就農して 3 年を経過した翌年から 2 ヶ年、対象経費の 3 分の 1、上限額を 30 万円として新規就農者に支援金として支給しております。また若手とされます農業者の研修経費の一部を助成する農業後継者等育成奨励金があります。基金の活用としましては、本年度からこれらに加えて、先ほど鈴木委員の質問にもありました新規就農者経営安定支援事業として、農地の賃貸借料に対しまして調整する予算も計上しているところでございます。農業後継者等育成事業の平成 26 年度の予算につきましては、これらのうち新規就農者支援金の対象者がありませんことから、研修費の助成費として 30 万円を計上

しているところでございます。

西田副委員長

池田主査。

池田農業振興・農畜産担当主査

経営体育成支援事業と新規就農経営継承総合支援事業についてお答えいたします。経営体育成支援事業につきましては人・農地プランに位置付けられました中心経営体、これは農家、法人等も含む農家なのですが、中心経営体が農業経営の発展それから改善を目的として金融機関からの融資を活用して農業機械等を取得する場合に、取得に要する経費から融資額を除いた自己負担額について助成を行うものでありまして、その率は取得に要する経費の 10 分の 3 が上限となっております。事業内容の審査につきましては、北海道段階での審査を経て、農林水産省の経営局が最終的な審査行っておりまして、新規に導入する機械あるいは施設をどのように活用して、経営体を目指す成果目標を達成しようとしているのか、数値目標等が適切な事業計画となっているかについて審査を受けることとなっております。

次に新規就農経営継承総合支援事業であります。青年就農給付金は新規就農予定者が農業研修期間中に受ける準備型、それと経営開始後に最大 5 年間受給することができる経営開始型がありまして、本市では経営開始型について平成 24 年度から 1 名の受給者に給付金を支給しております。平成 26 年度には新規就農する受給者が 2 名増えて、合計で 3 名となります。増える 2 名のうち 1 名は夫婦での受給となりまして、1 名の場合の支給額は年間 150 万円ですが、夫婦の場合は年間 225 万円の支給となります。このため予算額の 532 万円の内訳は、150 万円支給が 2 名、225 万円支給が 1 名で計 525 万円、これに事務費が 7 万円という内訳となっております。以上です。

西田副委員長

千葉課長。

千葉農政課長

続きまして新規就農経営安定支援事業についてでございます。この事業につきましては現在千歳、江別、恵庭、北広島の 4 市と道央農協で設立しております道央農業振興公社が農業研修から就農まで集中的に研修事業を行っているところでございます。2 年から 3 年の研修によって一定の技術を習得し、経営者や農業法人の雇用者として就農するわけでございますけれども、就農にあたりまして一番苦勞するのがこの初期投資ということで、この資金についてどうしたらいいかということが一番の悩みでございます。就農者の多くは非常に若い青年が多く、自己資金が少ないことから、この初期投資と運転資金について非常

に苦慮しているところでございます。このことから関係機関と研修を受けている就農者との意見交換会などからも、就農当初の支援について手厚くしていただきたいという要望もあります。また国の支援策としましては、前段で申しました青年就農給付金などがありますが、これは所得制限とか色々条件がありまして、十分とは言えないと考えております。このことから農業を開始するにあたりまして、農業の基本となります農地にかかる経費について、一部を支援することにいたしました。助成額につきましては賃借料の 2 分の 1 としまして、1 人当たり 25 万円を上限とします。面積換算で申しますと、今年度は 3 名を予定しておりまして上限が 25 万円、5 ヘクタールということで設定しておりますので、15 ヘクタールということで考えてございます。

続きまして北広島クラスター構想事業についてでございますけれども、平成 18 年度に産・学・官の連携によって地域特性を活かした、市内の企業を中心とした新たな産業の創出ができないかということで経済部が着手したところでございます。企業を中心とした展開としていましたことから、平成 19 年に市内の企業 200 社を対象としましてアンケートにより意向調査を実施いたしました。調査の結果、クラスター構想やこれらの研究に参加したいと言った企業は 1 社に止まり、またその他、内容によっては参加を検討したいという企業は少しありました。これはテーマが決まっていない、すなわち自社の利益に関連がないと参加しないという意思表示ではないかと考えております。本市におきましては、過去に異業種間の交流を目的にしまして、平成 14 年度から 2 カ年間、経済懇話会というものを設置しまして、その中から地域特性を活かしました、皆さんご存知のひろっこうどんというものが生まれました。当時としては先駆的な 6 次産業の商品となりました。ただこれは昔で言います一村一品に近いようなものでございまして、限られた中での取り組みということで、本市が考えていたクラスター構想とは少し規模等も違うものというものであります。平成 19 年の調査から年数も経過していますことから、今回改めて企業にアンケート調査を実施しまして、企業の意向を確認し、本市が考えております企業を中心とした新たな産業の創出がないか、クラスター構想そのものの方向性と担当部局等も含めて、今後検討していきたいと考えております。なお市内の企業と大学、産と学からの声が挙がっているかということにつきましては、企業からクラスターという名称での声は挙がっておりません。ただ市内にあります道都大学からは、クラスターというよりも先ほど言った地域の資源を生かしたものを活用した中で連携した事業を行いたいという声は挙がっているということで認識しております。以上です。

西田副委員長

鈴木委員。

鈴木委員

ありがとうございました。それで何点かお聞きしたいのですが、耕作放棄地の数字を聞

いて少しは安堵したというか、特に平成 20 年から平成 25 年というこの中で約 4 分の 1、平成 20 年には 100 ヘクタール、平成 25 年には 75 ヘクタールになったということでございますから、この数字はご努力の部分が本当に見えるかなと思うのですが、私が考えるに、江別、恵庭、千歳等々については平坦地でございまして、水はけ等々も非常にいいということで、見る限り、耕作放棄というのはほとんどないように思います。以前この件につきまして恵庭市にも行ってお尋ねしたこともあります、恵庭市はあまりそういうことはないという返事でございました。しかしながら北広島の場合は広陵地と申しますか、農地に非常に不適切というか、適してないところ、いわゆる山、谷がありまして、その辺の水の関係も、例えば美瑛の丘だとか何とかみたく、非常にその辺がきちとなされてない形の中で農産物を作ろうということになると非常に困難でもありますし、出来上がる量も限られてしまうということでしょう。そういう意味から、やむを得ない耕作放棄地というのは、私は今から思うに、あそこあそこあそこあそこらへんはもう無理だなということば素人ながらでもややわかるわけですが、農政課としてどの程度そういう意味で考えていらっしゃるのか。平たく言うと、わがまちにおいて耕作放棄地の 100%の解消はないと、私が言うのはおかしいですが、たぶん物理的から不可能だろうと私は考えているのですが、農政課としてはどのようなご見解をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

それと農業後継者育成事業の中で、松原太郎翁には酪農及び農業にすごいお力をいただきまして、本市の農業もここまで来たわけでありましたが、先ほどご説明のあった寄付金を、いわゆる基金にしたのかどうか創設して。本来であれば利息が高ければそれを活用して云々ということでありましょうけれども、今は利息も非常に低いわけで、その原資を取り崩してやっているということですが、これは元々どの程度の金額で、そして今残金はどの程度残っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと経営体育成支援事業の部分、これ全てではないのですが、こうやってお聞きしていると新規就農者というのは確かに、農業に限らず新しく仕事をする、企業化するという事は非常に難しい、特にお金がないわけですから、気持ちだけ沢山あっても軌道に乗せるためにはどうしても金銭的な部分がある程度なければ出来ないわけですが、そういう意味で、その育成支援事業の中での新規の就農者の部分で先ほども十分でない旨は伝わってくるのですが、やはり市としてももう少し充実してあげることのご努力はいただかなければいけないのかなと考えますので、そのあたりの考え方をお知らせ下さい。

それと新規就農者について、毎年毎年、もちろん農業の厳しさもありますからそれほど数は多くないのですが、新規就農という形の中で頑張っておられる方々、少しずつ増えております。そういうことで、ここ 10 年間位の新規就農者とと言われる形の中で就農された方の農家の数と全体の耕作面積はどの程度になったのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

最後に北広島クラスター構想事業につきましては、今ご説明あったようになかなか進んでいきません。私はこのあたりをしっかりと進めていくのであれば、こういうことをこの場

で言うことが果たして正しいかどうか、農業者がやはりもう少し新規開拓していくっていうか、やはり農業についてこの作物をこのように 2 次加工、3 次加工なんていうような形の中で熱意を持って、例えば農政課に相談に行くと。農政課も勉強はもちろんされているのですが、それに足りない部分については、大学なりまたその専門機関と連携するということを進めていかない限りは、私は傍目でこのあたりずっと見ていて進まない事業だなと思って、いつもこの予算審査等々をやっている時は考えています。それでどうでしょう。ひとつ北広島の農産物として、なんて言うのかな、先ほど言ったブロッコリーだとか、ブロッコリーよりも例えば大根とかがメジャーなところ。近年、農業者の部分も、春先というか夏の初めというか、いちごが非常に活発に、それで多くの札幌市民及び市、町から来て大いに楽しんでいるように見えますが、このあたりのいちご農園も一体となって、例えば北広島と言えはいちごのスウィーツだよねというところまで、農政課が全てかどうかわかりませんが、市役所も中心となってリードしていくということをお忙しいでしょうが一生懸命やっていただきたいと思うのですが、このあたりを含めてお答えいただきたいと思います。

西田副委員長

千葉課長。

千葉農政課長

まず耕作放棄地の関係でございますけれども、鈴木委員がおっしゃるように北広島の地形とか特性というものがございまして、平場が少ないということから、この耕作放棄地は沢とか山間部、丘陵地帯に多く見られるという現状がございます。本市は元々純農村ということでこの歴史があるわけがございますけれども、戦後は食料不足のときにどうしても米を増産するというので、どちらの農家の方もとにかく米を作るということで、農地さえ確保できれば小さい圃場も含めまして、どんどん米を作っていたところでございます。一番多く水張りがあった時代は、およそ 1000 ヘクタールほどあったと聞いております。現在実際に水を張っている水田は 155 ヘクタール程度ということで、昭和 40 年代からの転作もありまして非常に減少しております。この転作を機に小さな水田等が転作に回りまして、その転作していた農地も、規模が小さい農家が多かったことから、離農そして後継者がいないということでどんどん耕作放棄地、遊休農地が増加していったところでございます。またそのような農地につきましては、鈴木委員がおっしゃったように非常に条件が悪く、水はけが悪いというようなところが多く見受けられます。最初に答弁したとおり、耕作放棄地は一定の面積が解消されております。ただ解消されている中には、鈴木委員がおっしゃったように、既に農地としては復元が不可能であるなど、原野化している農地も含まれております。毎年、耕作放棄地の調査で農業委員の方と市が協力して市内一円を回っているのですが、原野化して、どう考えても農地に復元することが不可能な部分につきましては

は、農地の台帳から落とすということも考えられます。これらを含め、まだ優良農地として活用できる農地は、活用するということを踏まえながら、今後耕作放棄地を今の数字よりも増やさないように、そしてできるだけ減らしていくようにと努力していきたいと考えております。

続きまして農業後継者等育成基金の件でございますけれども、昭和 61 年に創設されて以来、平成 25 年度末で 1110 万円程度が残高として残る予定でございます。なお、これまで積み立ててあった残高の最高額は約 1500 万円で、平成 10 年ぐらいが一番多い時期だったのですが、その前から利息が落ちまして、ほとんど利息がないということから、その少ない利息と原資を取り崩して運用しているところでございます。

続きまして新規就農者の支援策についてですが、国をはじめとして各自治体もそれに上乗せするような形で支援をしているところでございます。国も新たな農業政策を展開している中で、今後も新規就農者に対する支援策を考えていくと思っておりますけれども、本市としましても、今、道央農業振興公社で研修している研修生で、今後北広島で就農したいと言っている方もおりますことから、今年から就農する青年就農者も含めて、さらに効率的な支援策がないかということに関係機関と共に協議し、考えていきたいと思っております。また近年就農した就農者についてですが、平成 23 年度までに過去 10 年間で 4 名の方が新規参加で就農しております。平成 24 年に 1 名、平成 26 年に 2 名が就農する予定となっております。経営面積につきましては、平成 26 年度に就農する 2 名を含めまして、7 名で約 10 ヘクタールぐらいかと思っております。

最後にクラスター事業の関係でございますけれども、この北広島クラスター構想につきましては、現在経済部の農政課、私どもが担当しておりますけれども、元々この北広島クラスター構想の考えが農業に特化した考えでないということをまずご承知おきいただきたいと思っております。その中でクラスター構想も含めてなのですが、農政課としましては当然農業の分野でございますので、今 6 次産業化ということが非常に叫ばれておりまして、国もこの 6 次産業化に対する支援策としてファンドを作ったり、低利子の融資や補助事業等を組んでおります。本市におきましても都市近郊型農業、それと先ほど鈴木委員がおっしゃいましたいちごなど、特色のある農業がありますことから、現在推進しておりますグリーンツーリズムも含めまして、活用できるものは活用して、知名度を上げながら農業経営の安定に繋がればと考えております。以上です。

西田副委員長

鈴木委員。

鈴木委員

ありがとうございます。それではあと 2 つほど。耕作放棄地の話ですが、そういう形の中でご努力いただいていることは本当に頭の下がる思いでございますが、ただ農地の原野

化と、どうしても台帳から外さなければいけないということは私もわかっていますが、その後です。これについて農政課にはお尋ねしませんが、私が見る限り、農地の部分から、台帳から外した後、またいつか一般質問でもやりたいと思いますけれども、これはまだ解消できてないということですから、このあたりも農政課としてまた色々お考え下さい。

それと松原太郎翁の貴重な寄付が、そういうふうになっていることを、正直言って、大変勉強不足で申し訳ないのですが、私は初めて知りました。私もここで生まれ育ち、松原太郎さんと会話をしたこともございます。あの方は雪印乳業、雪印種苗等々、本当に色々農業に関係したお仕事やっていらっしやいました。そこでこの残りの 1110 万円は、基金としては何億円もあるわけではないですから、ただ貴重なお金であることは当然ですから、私の考え方としては是非、若い農業にかける方々の、格好良く言うと理念の創造的な形の中でのお金の使い方というか、この 1100 万円を例えば誰かにあれしても、トラクター 1 台買えるかどうかということでございますから、この辺の利用の仕方はそういう意味で考えただいただければありがたいかなと思っております。

最後にクラスター構想ですが、色々な考え方があろうかと思いますが、とにかくわがまち、経済部等々シティセールス、経済部ばかりではありませんけれどもやっています。そういう中で見る限り、だいたいちご農園が安定してきているし、そういう意味からすると是非このあたりも特化した考え方で、北広島に来ると例えばこうだこうだという形の中で、そしてみんなで、例えばそういういちご農園がですね、それぞれ作るのも結構ですし、そのいちごをもち合って、より一層大きな形の中で生産ができるか、そういうところにもご努力していただきたいと思っております。これは全て要望にして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

西田副委員長

ほかにございませんか。藤田委員。

藤田委員

それでは 1 点だけ。毎年聞いている項目でもあるので。127 ページの菜園パーク、予算 10 万円であります。都市近郊農業として、いわゆる市民農園が本市の特性でもあって年々拡大されて、もうそろそろ頭打ちになってきたのかなという気もするのですが、平成 25 年度の市民農園の利用実態、利用率はまずどうなっているのかお聞きしたい。それから 26 年度に向けて市民農園の拡大について、いわゆる需要と供給のバランスからいくと拡大の可能性があるのでどうかご説明願います。

西田副委員長

千葉農政課長。

千葉農政課長

市民農園の件でございますけれども、現在市内には昨年同様、認定市民農園と言われている市民農園が6カ所ございまして、区画数では1038区画ございます。利用率につきましては、おおむね95%程度が埋まっているという状況でございます。利用の内容につきましては、札幌市の隣ということから、市民が4割、札幌市民が6割ということで利用されております。今後の状況でございますけれども、市民農園の開設についての問い合わせもありますことから、市内の農地を利用した市民農園を開設したいという方がいれば、相談に乗りたいと思います。状況から申しますと95%程度の利用率という事で、先ほど言いましたように札幌市民が多いということから、もう少し需要はあると考えておりますけれども、これが例えば2つ3つと急に増えますと、空きが急にしたりして、現在開設している農園等にも影響が出てくる可能性もありますので、その辺は需要と供給のバランスを見ながら、開設希望者の相談に乗っていきたいと考えております。以上です。

西田副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。1つ提案なのですが、新年度からお試し移住制度が市の政策でありますけれども、うちとしては市民農園が1つの売りであるわけですから、お試し移住してきた方に市民農園を借りたいという希望者がいたら無料で貸し出すとか、うちのまちは都市近郊でありながら色々なサービスなり付加価値がありますよというPRにも使えるのではないかと思います。今の千葉課長の答弁では95%は使われていますが、5%は空いているわけですから、そういう施策の有効利用というものも考えられるのではないかと思います。どうでしょう。

西田副委員長

千葉課長。

千葉農政課長

お試し移住制度にかかります付加的なサービスということで、本市の農業のPR等にも繋がるということから、これにつきましては担当部局と協議しながら、市全体でこの事業が円滑に進むように、この市民農園の利用も含めた中で検討していきたいと思っております。ただその5%についてですけれども、私が見る限り、農園の中でもやはり良い所と悪い所がありまして、市民農園の中でも貸している方も、ちょっとここはな、という所が実際ありまして、なかなかそういうところは区画はあるけれども埋まらないという状況もありますので、

その辺はご承知おきいただきたいと思います。

西田副委員長

ほかにございませんか。滝委員。

滝委員

2件について質問します。まず129ページの森林ボランティア支援活動事業ですけれども、昨年は3万3000円の予算で、今回は6万5000円ということで2倍くらいになったと思うのですが、これはグループや団体が増えたのかということと、このグループは市内のどんな場所で森林整備活動をされているのか、また何名くらいいらっしゃるのかお伺いします。

もう1点目は、戻りますけれども127ページ、環境保全型農業直接支援対策事業ですが、こちらは昨年に比べて予算が半分くらいに減っていると思うのですが、こちらの対象者、農業者が実際に減っている状況なのかどうなのか、現在の状況を教えて下さい。

西田副委員長

山田主査。

山田農地保全・林務担当主査

滝委員からのご質問に、森林ボランティア支援事業につきましてお答えいたします。こちらの事業は平成16年度より開始しているのですが、市で森林整備の機材を揃えまして、森林ボランティアの方や森林整備をしたいという個人の方達に無料でお貸しするという制度になっております。平成17年度以降ですけれども、現在ではNPOになっています森林ボランティアのメイプルさんが主に使っておられまして、今年の予算額ですが、こちらの平成17年度以降に揃えている機械の修繕が必要になってきていますことから、その修繕費として6万6000円を計上しているところでございます。メイプルさんにつきましては、主な活動フィールドは富ヶ岡にあります富ヶ岡の森で、そちらの森林整備にあっております。その他、個人の方が北広山のところの森林、森林道、こちらの刈払いなどで年に1、2回ほど使われているという状況です。以上です。

西田副委員長

池田主査。

池田農業振興・農畜産担当主査

それでは環境保全型農業直接支払い支援対策事業につきましてお答えいたします。この事業につきましては環境保全のために農薬、肥料を全く使用しない有機農業ですとか、あるいは農薬、化学肥料の5割削減とセットで、例えば緑肥をすき込むとか、こういった環

環境保全のために効果のある事業が対象となっております。平成 25 年の実績でいいますと、化学肥料それから化学合成農薬 5 割削減とセットで作物を作りまして、その後緑肥を植えて、それを畑に敷き込むというカバークロープという農法がありますが、これが 2 件ありました。それから有機農業が 1 件という状況であります。この事業は平成 24 年度から始めておりますが、始めた時にやはり化学肥料、化学合成農薬 5 割削減は難しいということで、途中で降りられた方も何名かおります。そういったことで取り組みについて人数は若干減っているかなと思いますが、今後もこの事業につきましては農業者の方に PR をしまして、取り組みの実施は増やしていきたいと考えております。以上であります。

西田副委員長

山田主査。

山田農地保全・林務担当主査

滝委員から質問のありました、団体の森林ボランティアに係る人数ですけれども、平成 25 年度末で 30 名程度ということで聞いております。

西田副委員長

滝委員。

滝委員

ありがとうございます。団体の活動ですけれども、森林整備ということで少し資金援助が、助けてほしいなという声も届いてくることがありますので、色々話し合いを進めていただいて、お互いに良い方向に行くように、継続して取り組んでいただきたいと思います。

環境保全についてですけれども、そういった大変な苦勞をしながら、努力をしながら作物を作っていくということで、どんどん減ってきている状況なのかなと思うのですが、やはり市民にとっては安全で安心な農作物を食べたいという意識がとても高まっていると思いますので、そういった出来た作物を市で応援して、販売に繋げていくようなアピールも含めて、これからどのように協力態勢を整えていくのかお伺いします。

西田副委員長

千葉課長。

千葉農政課長

環境保全型農業についてでございますけれども、先ほど池田主査から答弁あったとおり、当初はもう少し希望者がいたのですが、作付する作物によりまして、その年の天候等によりまして、どうしても量をとる場合、農薬等を使用しなければならないということ

で、作物にもよりますけれども、国、北海道、市からということで、合わせて 10 アールあたり 8000 円程度の助成があるわけでございますけれども、この 8000 円をもらった中で農薬を減らして、ある程度の収量を取って、いい物を作って出荷して、それで普通に作った場合と遜色ない、交付金も合わせた中で遜色ない所得がなければ、農業者の方も農業経営上非常に大変ということもありますことから、なかなか手を挙げる方が少ないというのが現状になっております。ただこの制度自体は非常にすばらしい制度かと思っておりますので、今後、農業改良普及センターの方とその技術的な部分の指導を受けながら、さらに PR していきたいと。ただこの環境保全型で作った農作物を別枠で販売するとかそういうことは今のところないものですから、その農業者の方はこういう事業に取り組んでいるけれども、買うときには少しわかりづらいという部分が、実際には政策上あるのが現状でございます。ただそういう取り組みを今後も市の農業として行っていくことは、市民に対します北広島産の農産物の安心安全、それと地球温暖化などの防止に繋がるということから、さらに進めていきたいと思っております。以上です。

西田副委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で農林水産業費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 46 分

再 開 10 時 46 分

西田副委員長

休憩を解き再開いたします。

次に商工労働費の質疑を行います。

質疑のある方。畠山委員。

畠山委員

それでは 1 点。予算書の 131 ページ、附属資料の 31 から 32 ページと 60 ページにですが、商工労働、商工振興費の北広島市観光協会補助金、そして都市型観光推進事業について伺います。初めに都市型観光振興事業についてでございますが、現時点で結構ですが、どのようなことをどのように進めていく考えか。またそのためには連絡協議会、推進協議会的なワーキンググループ的なものが必要と思っておりますが、どのように考えておられるか伺います。

2 点目が、想定している相手方は大型集客施設や宿泊施設となるとある程度想定できます

が、これまで観光、商業などを担ってきた北広島市観光協会や北広島市商工会などが、どのような位置付けになるのかお伺いいたします。

西田副委員長

山田主査。

山田雇用担当主査

畠山委員からのご質問にお答えしたいと思います。まず 1 点目の都市型観光推進事業につきましてご答弁申し上げます。本市を訪れる方へのきめ細かな情報提供のため、道内外での観光プロモーション、そしてガイドブック等を整備しまして、本市における観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えてございます。そしてワーキンググループ的なものということでご質問ございましたが、その点につきましては市民をはじめ、集客施設や宿泊施設、行政などが連携、協働し、実践的な議論ができる場として協議会、推進協議会を設置してまいりたいと考えてございます。

2 点目の北広島市観光協会、そして北広島商工会の関係でございますが、本市の観光振興に大きく貢献いただいているところでございますので、こういった観光推進協議会の構成委員としてご参画いただけるよう依頼したいと考えてございます。以上です。

西田副委員長

畠山委員。

畠山委員

それでは再質問させていただきます、何らかの形で観光協会、商工会との連携も必要と思いますので、ワーキンググループなどの取り組みにおいては、是非これまで頑張ってきた方々への参加についてもご検討いただきたいと思います。とっております。

北広島市の観光を担ってきた観光協会への補助金がかなり減額されておりますが、どのような評価でこのような予算となったのか、再度お伺いいたします。市の 2 大祭りでありますふるさと祭り、ふれあい雪まつりなどで、市民に大きな感動やふれあいの場を提供していただき、近年は冬の花火で市民の皆さんに楽しんでいただいておりますが、その裏では予算のやりくりが大変だと伺っております。その辺のところも踏まえてご答弁願いたいと思います。

西田副委員長

宮本主査。

宮本商業・消費担当主査

ただいまの畠山委員のご質問にお答えします。まず平成 25 年度の観光振興事業の予算ですけれども、ふるさと祭りが 35 回目の記念の節目となっておりますので、市が北海道市町村振興協会より 100 万円の補助を受け、その分を増額して観光協会に補助を行ったものです。増額は 35 回の記念花火大会に使用されたと伺っております。また今年度は観光協会の主催する記念事業がないことから、一昨年予算と同額となっておりますけれども、予算の範囲内で観光協会の皆さんとこれまでの伝統を継承し、魅力ある祭りの開催に向け、取り組んでまいりたいと思います。以上です。

西田副委員長

畠山委員。

畠山委員

最後に要望ですけれども、今年のふれあい雪祭りでは寒地焼肉と銘打って例年にない事業に取り組み、市民が大変楽しめた雪祭りだったと思っております。これまでの取り組みの芽を摘まないということのように、これからも取り組んでいただきたいと思っております。他の観光に対する予算が増えているものもあります。そのために観光協会への補助金、予算が削られたのではないかと思います。新しい事業も必要ですが、これまでの取り組みも大切にしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。質問終わります。

西田副委員長

鈴木委員。

鈴木委員

まず地域商店街活性化事業と商工会地域振興事業、並びに企業推進事業、そして今、畠山委員もおっしゃいました都市型観光推進事業というところで質問したいと思います。

まずお伺いしたいのが、これは吉田課長に是非ご答弁いただきたいのですが、地域商店街活性化事業という、今年度は 58 万 9000 円となっております。これは私も理解するところ、本市に 4 つの商店街振興会、並びに名称が変わっている大曲事業者何だかというところ、4 カ所ございます。その合算した所の会員割で、これが事業として出てきているわけですが、例えば極端な話、10 年間ずっと見てみますと、やや、ややじゃなくて 4 割、5 割方に、下がりの状況になっております。この状況につきまして、経済部の認識をお伺いいたします。

次に商工会地域振興事業ですが、これは商工会の部分で、事業内容はここで書いてあるとおりなのですが、先ほども質問させていただきました、これもクラスター構想事業と非常に合い重なっているところがございますので、このあたりも連携して、そういう形で取り組んでいることなのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に企業誘致推進事業ですが、これは少し関連してなのですが、工業の部分を振興するというので、これ工業というよりも商工業という言葉からすれば、商業者、工業者がいるわけですが、既存のそういう方々、企業にお勤めになっている方々がいらっしゃるわけですが、例えば札幌からあえて北広島に居住していただくとか、そういう努力も企業にさせていただいて、これが今、経済部にお話することかどうかはわかりませんが、わかる範囲で結構です。そういう施策をとっていただくとしたら、これに似たような、金額的には少し違っていいのですが、例えばそういう方が、雇い入れている方が、例えば札幌で働いてた方が、北広島に居住するようになったという形になったときに、その方々に報償金とか奨励金とか、そういう形の中で、考えられないものなのかどうかということなんです。そういうことでわからなかったらいいですけど、できる限りご答弁いただきたい。

それと都市型観光推進事業ですが、今、畠山委員が質問された中で、これはありがたいことだろうと思うのですが、その情報の中に観光協会並びに商工会というふうにしてまた出てきました。それで私もまたそうやって言うと、他から指摘されるかもしれませんが、これは既存の色々な会とほとんど顔が一緒になってしまうのではないかと非常に懸念しています。そうではなくて、何か新しい組織とか機関とか、そういうものを作っていくと。ここの部分で商工会が悪いとか、観光協会がどうだったということを私は言っているのではないです。より一層、また違う角度で風穴は開けなければいけないとするならば、また同じような構成員で何かを言っても、顔が同じです。そういう中で例えば今日は何についてお話ししますと言っても、また同じような気がします。そこでそのあたり、私が懸念するところを少しお教えてください。

それと私、年寄りの文句ではないですけど、以前にも言ったことがあるのですが、JR札幌駅西口、あそこを出て少し右手のほうに行くと、道産品の販売や観光案内をする所があります。もう 1 年ぐらい前にも、あそこにパンフレットも何もないと私は何回か言ったと思います。それで私、この頃札幌に、なるべく年をとったら家で寝転んでいないように、少し活を入れて、自分であちこち札幌市内も歩くようにしているのですが、行く度に見ているのですが、道央圏の棚があって、そこにきちんと北広島の観光なり何なりを宣伝するものを置ける場所があるのですが、一切見かけないです。恵庭市とかはきちんとあります。だからそこにおいて都市型観光推進事業で、またこういうような形の中で、何をしたいのか。きちんとやるべきことをやって、それでできないものを補足するとか、以上のものを望むというならわかるけど、そこすらできないで何をしようとしているのか。そのあたりを見解よろしく願います。

西田副委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

まず 1 点目の地域商店街振興費についてお答え申し上げます。鈴木議員がおっしゃいましたとおり、4 つの商店街の会員数に補助金の額をかけた数字で、現在の額になっております。そして会員数が減少しておりますので、額も減少してきているということでございます。

次に商店街の活性化について、この額で大丈夫なのかというようなお話かと思えます。もちろんこの額というよりは、商店街の活性化につきましては予算もさることながら、どのように商店街を活性化していくかというビジョンとコンセプトが大変重要になってくるのではないかと考えております。そういったことに関しましては、行政と各商店街の方と十分に協議していくことが大切ではないかと考えています。今年度、国の平成 25 年度の補正予算で、商店街の活性化に対応する補助金が予算化されました。そういったことも各商店街の方々に情報をスピーディーに流すことで、新しいものに取り組み活用しながら、活性化について、そのビジョンとコンセプトについて十分協議していくと。その中から行政のやるべきこと、それから商店街の方に頑張ってもらっていただくことを明確にしながら、今後の商店街の活性化に向けていきたいと考えております。以上です。

西田副委員長

宮本主査。

宮本商業・消費担当主査

商店街の地域振興事業への商工会の補助金でございますけれども、平成 25 年度につきましては、中山久蔵の 140 周年、こちらの久蔵祭、ゆるキャラや着ぐるみを使用したイベント等の実施、それと新商品の開発ということでまいピーのサンバイザーや切手などそういったものの製造販売を行っております。また平成 26 年につきましては、それに加えまして今度は駅前に立体看板を設置したいということで、予算上あがってきておりますので、そういったことも含めて、先ほどの駅前のパンフレットも含めた形で、こちらの方を考慮していきたいと考えております。よろしく願いいたします。以上です。

西田副委員長

吉田課長。

吉田商業労働課長

若者の札幌からの移住に関するご質問でございますが、私どもは今年度、定住施策の一つとしまして、若年層の新規雇用の助成制度を開始いたします。これは政策調整課でやります事業、それから商業労働課としてこの事業に取り組むわけですが、この若年層のことにつきましても、3 カ月前、いわゆる採用する時点では市外の方でも、採用されてから 3 カ

月以内に市内に住んでいただければ助成されるというような中身になっております。定住に向けた取り組みの中では、そういったことも活用しながら、地元に住んでいただいて地元で働いていただくという形での取り組みを、今後そういったことも、定住も含めてしていきたいと思っております。

それから都市型観光についてのお話ですが、鈴木委員がおっしゃいましたとおり、似たような組織を作ることにならないように、我々も注意しながらやっていきたいと思っております。ただ、これまでの観光を担ってこられた観光協会、それから商工会、そういった方々には、当然中に入っていただくように進めてまいりたいと思っておりますが、都市型観光におきましては、いわゆる大型商業施設、それから宿泊施設の方々にも中に入ってきて、そういった企業の方と、それから行政と同じテーブルの中で、色々な北広島の魅力を、そこだけでお客さんを回遊させるのではなくて、市内全体を回遊周遊させるような、そんな取り組みに向けるように、頑張っていきたいと思っております。

それから札幌駅西口のパンフレットの件でございますが、鈴木委員のおっしゃいますとおり、そういった小さなところからしっかりとやるのが最終的に都市型観光の目指すべきところになると思っておりますので、早急に調べた中で対応してまいりたいと思います。以上です。

西田副委員長

鈴木委員。

鈴木委員

その言葉どおりに一生懸命頑張っていたきたいと思います。

それであとは要望ですが、今盛んに、北広島は本当に色々な意味で定住人口を増やさなければいけないという、やはりシティセールスを色々な角度から、当然色々な所管でやっているというのが現実でございますので、そういうところを吉田課長とも時折余談で話すのですが、やはりこのあたりを経済部は経済部だけで言っているのではなくて、もう少し体系づけて、きちんと整理してかなければだめだと思えます。人口増なら人口増もそうですけど、やはり観光でどうやってそこに増やしていくかとか、今回も雪祭りの中でも、経済部等々のスタッフからも色々アイデアを出していただいて、それに乗っ取って、また観光協会のメンバーも日頃が増えて一生懸命頑張っていた。そういう結果がまたあのような数字となってきたわけですから、来年も例えばそれ一つとっても、やっぱり今まで以上の祭りにならなければいけないし、またそういう色々な積み重ねが大事なので、先ほど言った、例えば札幌市だからじゃなくて、正直言って皆さんあそこに行ったことあるのかと思うのですが、私はよくあそこにタコを買いに行くんですけど、タコの足を買いに。やっぱり行ってみたら、見ている人が結構います。道北の町も道東の町もきちんと置いています。道央圏の北広島がパンフレットないのはちょっとね、いや近くだからそれがなく

でも来るんだわとはもちろん考えていらっしゃらないことはわかりますけど、やはりきちんとやるべきことはやって、それ以上のことを努力していただきたいと要望して終わります。ありがとうございました。

西田副委員長

ほかにございますか。永井委員。

永井委員

それでは1点だけ。今の鈴木委員のご質問と若干被るかと思いますが、135ページの若年層新規雇用の事業について。これは道内全体で10自治体が実施中と会派説明会のときにも伺っているのですが、市内対象事業主が中小企業となっておりますが、いま北広島の市内でも様々な社会福祉法人などの民間福祉施設が新設されたりしていますが、この中小企業のみを対象とするのではなく、このような社会福祉法人などの民間福祉施設なども対象にした方が、福祉業界で働く人たちが若い人たちを呼び込むための対策にもなると思うのですが、それについての検討はどのようにお考えでしょうか。

西田副委員長

山田主査。

山田雇用担当主査

永井委員のご質問にお答えいたします。まず中小企業という形で定義した理由でございますが、経済的な環境の変化を一番受けやすいと私ども考えておりました、かつ4月からの消費税の引き上げと、中小企業者が今後営業するにあたって取り巻く環境がさらに厳しいという状況で考えてございます。そういった中小企業が労働者を雇用するにあたって必要な部分ということで、私ども助成金を検討してございますが、今回法人ということでお話ございました、医療法人と社会福祉法人、色々法人がございまして、基本的には商工業中心とした営利企業ということで、今回制度設計させていただいてございます。以上でございます。

西田副委員長

永井委員。

永井委員

他の自治体でも中小企業のみ対象としているところが多いのでしょうか。

西田副委員長

吉田課長。

吉田商業労働課長

他の自治体も中小企業を対象にしているところが多いです。福祉法人のことに关しましては我々も協議したのですけども、今、山田主査から申しましたとおり、まずは中小企業の活性化というところを視点に置きながら進めた形になっております。

西田副委員長

永井委員。

永井委員

今後市内でも医療法人または社会福祉法人などの施設が必要とされてきて、また新設されてくると思いますので、是非北広島独自で、このような法人関係にも助成をするというような考えをしていただきたいと思います。

最後に正規社員雇用をするということで対象としておりますが、正社員ということになっているのですから、それに見合った雇用される側の賃金の保障も必要ではないかと思えます。事業費の使われ方について市が助成を出すということなのですから、事業主任せにしないで、どのような用途内容で行われているかということ、きちんと責任を持ってチェックしていくことも必要だと思えますが、それについてどのように考えているかということと、事業主にとっても労働者にとっても、良い内容のものとなる事業にしていくべきだと思いますが、それについての検討もお伺いいたします。

西田副委員長

吉田課長。

吉田商業労働課長

この申請を受ける段階から正規雇用が条件になっております。今、永井委員がおっしゃったとおりになっておりますが、年間 30 万円という予算は、雇用主が負担する部分に関して、助成するという形になっておりますが、まず雇用された方がしっかりとこの地域に根付いて、またこのまちでいきいきと働くことができるように、我々も助成を受ける企業の方にしっかりとそのお話は伝えてまいりたいと思っております。

2 つ目の質問も同じような答弁になりますが、若い方々がこのまちでしっかりと生活をしながら働ける、そういった環境をしっかりと作っていく上で、この助成制度を 1 年間通してやってみて、その成果等を検証しながら今後また色々なことに活用していきたいと思っております。以上です。

西田副委員長

ほかにごいませんか。藤田委員。

藤田委員

それでは何点かお聞きいたします。まず 131 ページ、空き店舗利用促進事業。平成 25 年までの実績、いわゆる空き店舗利用で今まで何件がこの制度を利用し、それからその利用した企業なり店舗なりが現在継続している件数、それから途中でやむなく断念したケースもあると思いますが、その実態はどうなっているかということをお聞きします。

それからもう 1 点、美沢のセブンイレブンの向かいで元仏壇店をやっていたところが今改修工事をしてありますが、あそこも空き店舗利用の施設になっているのかどうか。もしなっているとすれば、どういう形態の企業が進出しようとしているのか。わかっているならお答えください。

それから 133 ページ、住宅リフォーム支援事業。これに関しては国の制度と絡むのでお聞きします。今回経済対策として国の中古住宅市場の活性化に向けた予算で、今回、耐震省エネ改修などリフォームを行う場合、1 戸当たり 100 万円を上限に費用の 3 分の 1 を補助するという制度が盛り込まれていると思いますが、これは承知しているのかどうか。それから市のリフォーム条例がありますけれども、もしこの国のこういう制度が新年度予算で盛り込まれた場合、国の補助事業があり、市の補助事業が 2 つあるわけですけれども、両方とも市民が申し込むことが可能なのかどうか。その場合、市はどのような見解をお持ちかお聞きをします。

それから 133 ページ、企業誘致の関係で少しお聞きします。今代表質問でもありましたが、輪厚工業団地の販売に、行政も受託業者も一生懸命取り組んでいると思いますが、今後の 1 つ、誘致企業の動向で確認をしたいのは、1 つは今回進出した企業を見ますと、北電さんは別としまして、札幌にある企業が土地の集約化だとか店舗の集約化ということで、北広島に一本化しようということを出てきた企業が 1 社、それからもう 1 つは本州の企業で、たしか本社が東京で、埼玉に工場があったと思いますが、恐らくリスク分散またバックアップ機能ということも含めて出てきたのだらうと思うのですが、今輪厚工業団地に進出しようとしている企業の動向からいくと、札幌にある企業のそういう需要が強いのか、本州企業のバックアップを求める動きが強いのか、担当課としてはどのような認識、もしくは 26 年の戦略としてどちらかに重点を入れて取り組もうとしているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから次は予算と項目に若干重ならないのでページ数はないのですが、2 点お聞きします。最近自治体主体のクラウドファンディングという資金調達の動きが出ております。クラウドファンディングというのは賛同するアイデア、プロジェクトに対し、誰でも簡単に寄附や少額のお金を払うことができるネット上の仕組みということでありまして。今後税金に頼らない施策の 1 つとして、インターネットで不特定多数の人々から小口の資金を募る

クラウドファンディングを活用し、地域振興に生かそうとする取り組みが広がっています。この端的な例が、神奈川県鎌倉等がこういうことをやっているのですが、市として、当市には島松の駅通等々、いわゆるシティセールス、それから観光の目玉にしようとしている施設もありますけれども、こういうような手法は経済部の商業労働課で検討されているのかどうかお聞きします。

最後に先ほど鈴木委員の質問で、市のPRとして駅前に立体看板の設置という答弁がありましたけれども、具体的にどの場所に、どの程度の大きさのものを設置しようとしているのか。それから以前も少し質問しましたが、JR北広島駅の改札口を出て、目の前にエルフィンパークがあるのですが、そこに市内外の観光客なりお客さんを歓迎するような横幕や看板など、そういったものを設置したらどうかと言っていたのですが、これは新年度予算に盛り込まれたのか、何らかの対策をするのかをお聞きします。

西田副委員長

宮本主査。

宮本商業・消費担当主査

それでは藤田委員のご質問に関してご答弁させていただきます。まず空き店舗ですけれども、平成 25 年度までの実績で 22 件となっております。その中で定着しているのは 9 件、40.9%の定着率となっております。また美沢の仏壇店の後のところですが、一応、空き店舗の要綱として、3 カ月営業形態が空いていなければいけないというのがございます。実際あそこがどの程度まで営業していたかという実態が、商工会で掴めているのかわかりませんが、この 3 カ月に該当するのであれば、空き店舗としての活用は可能だと考えております。後に入る部分に関して、私どものほうで情報は掴んでおりませんが、ドラッグストア系が入るのではないかとということでは伺ってはおります。ただ正確なものではございませんので、ご承知下さい。

続きまして住宅リフォームに関してですけれども、国土交通省で長期優良化リフォーム推進事業ということで、先ほど藤田委員がおっしゃいましたように 100 万円を上限としたリフォームの補助制度もございます。こちらと市の住宅リフォーム制度はその対象金額に対して補助分が上回らなければ、市の対象が 50 万円を超えて 100 万円までが上限になっておりますので、その 50 万円を超えた以上であればその部分は対象になる併用は可能だと考えております。以上です。

西田副委員長

吉田課長。

吉田商業労働課長

クラウドファンディングの関係と駅前のことにつきまして答弁いたします。鎌倉市等で行われておりますような話は私どもも聞いてはおりますが、今後調査、研究した上で本市に適しているかどうかも含め、検討してまいりたいと思っております。現段階ではそういった取り組みが行われているということだけに止まっている状況であります。

それから北広島駅前の看板等のお話ですが、今年度につきましては都市型観光推進協議会、こういったものを活用しながら、どのような形のものでPRをしていけばいいのかということ、今後検討してまいりたいと思っておりますので、今年度につきましては、そういった予算は取っていないということでございます。以上です。

西田副委員長

佐々木企業立地推進室工業振興課長。

佐々木企業立地推進室工業振興課長

藤田委員のご質問にお答えいたします。企業誘致の動向ということでございますけれども、先ほど藤田委員のご質問にもありました、昨年の誘致実績であります、北電を除いて1社が道外からのリスク分散という理由で進出、1社は札幌市からの事業拡大、統合ということで進出ということでございます。今年に入りまして、現在分譲申し込みの意思確認をいただいているところが3社でございます。その内訳としましては道内が1社、道外が2社となっております。道内につきましては昨年同様、事業の拡大等という理由でございます。道外につきましてはリスク分散ということを念頭に置いた移転ということでございます。東北の復興関係で、昨今建設資材の単価の上昇ですとか、労務費の単価の上昇ということも色々懸念されているところでございますので、今年につきましてもこれらの情報を適宜、相談に乗るような形で進出を検討している企業にアドバイスをしながら連携して相談に乗っていくということと同時に、工事の着手から操業開始のスケジュールについても一緒に、相談に乗りながら誘致をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

藤田委員

エルフィンパークのPRは。

西田副委員長

吉田課長。

吉田商業労働課長

大変失礼しました。エルフィンパークのことに関しましては、今商工会で取り組まれていることなのですが、まだ具体的なところは私どもも伺っていないのですが、まいピーを使った取り組みをするということしか伺っていないというところ です。以上です。

西田副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。では再質問で。住宅リフォームに関しては併用可能だと。市の制度も国の制度もいいですよとなった場合、恐らく国の制度は予算が成立して、新年度になって具体的に実施要綱が市町村に下りてくるとすると、結構かかるのではないかと思います。市はある程度の時期で申し込みを締め切りますよね。今回そういうふうになった場合、利用者からすると、併用できるのであれば申し込み時期を一緒にしてもらったほうが選択しやすいとか、計画を立て易いとか色々あるのですが、市で申し込んだ後に国のが出てきて、そういうことがわかっていけばもう少し考えたりとか色々あると思うのですが、その辺は対策といいますか、進め方に対して配慮なり考慮なりするのかどうかお聞きします。

それから 2 点目、企業誘致の関係ですね。先日ある新聞を見ましたら、リスク分散のバックアップは北海道と九州が一生懸命誘致合戦をやっていると報道が出ておりました。今誘致が内定しているところが道内 1 社、道外 2 社ということからいくと、そういう意味で今後やっぱり分譲のスピードアップからいくと、リスク分散の道外企業からの進出というのが早いのではないかという気もしますが、その点、今後 26 年度の誘致に関しては、道内道外のその営業比率、これはどんな戦略を持っているのか、最後にお聞きしたいと思いません。

西田副委員長

吉田課長。

吉田商業労働課長

リフォームの件についてですが、藤田委員がおっしゃいましたとおり、国の流れがまだ私どもも細かいところが見えていないというのが現状です。国がそういったリフォームの市町村の助成と併用が可能かどうかということも含めまして、検討しなければならないと思っております。私どもは 4 月からスタートいたしますので、国の流れと被るところが若干出てくるかなと思っておりますが、それまできちんと調整をして進めてまいりたいと思っております。以上です。

西田副委員長

佐々木課長。

佐々木企業立地推進室工業振興課長

企業誘致の今年度の方針でございますけれども、道内、道外にとらわれず、両方とも大事だと考えております。それよりもまずは早期完売に向けて誘致活動を進めていきたいと考えているところでございます。

西田副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。最後に要望として、今吉田課長が言われた住宅リフォームですが、制度 2 つになると思いますから、その辺をよく整理をして、二重にお知らせにできれば一緒にお知らせできるような方法をよく考えていただいて、市民からするとせっかく市内業者に発注してリフォームをやろうということからいけば朗報だと思いますから、あとからそんな情報があったのかとならないように、その辺周知方法含めて、しっかり準備をお願いしたいと思います。終わります。

西田副委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で商工労働費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 26 分

再 開 11 時 29 分

西田副委員長

休憩を解き再開いたします。

次に土木費の質疑を行います。

諏訪土木事務所長。

諏訪土木事務所長

3 月 6 日の予算特別委員会で、藤田委員から歳入の件でご質問のありました、市営東駐車場の利用状況についてご答弁させていただきます。市営駐車場は東西合わせて 331 台の収容枠のうち、月極めの契約枠は東が 150 台、西は 100 台、合わせて 250 台確保しております。平成 24 年度においては、そのうち 196 台分が利用されているところであります。率にしまして 78%の利用となっております。以上です。

西田副委員長

村上建設部長。

村上建設部長

続きまして 3 月 6 日に藤田委員のほうからご質問のございました、市営東駐車場の建設
当時に計画していた料金収入の見込みと、現在の状況はどうなっているかというご質問に
ついて、私からご答弁させていただきます。まず計画時点での駐車料金収入としましては、
返済期間を 36 年間といたしまして、年平均約 3000 万円の収入を見込んでおりましたけれ
ども、平成 24 年度の実績では約 1750 万円ということで、計画に対し約 58%の値となっ
てございます。しかしながら計画段階では維持管理費に係るコスト、これを年平均 2180 万円と
見込んでおりましたけれども、平成 24 年度の実績では約 1360 万円となっております、
その差額 820 万円を加味して計算をいたしますと、計画に対して約 80%の値となっ
てございます。また現在、文化ホール横に病院が建設されております。この利用者、さら
に病院の建設地にありました民間駐車場が現在使えなくなっておりますので、この方々
のご利用が今後、市営東駐車場へ流れると見込まれますので、今後は料金の収入が
増加するものと考えてございます。なお今後とも収入増になるように取り組みを進め
てまいりたいと考えてございます。以上でございます。

西田副委員長

それでは質疑に移ります。佐藤委員。

佐藤委員

予算書 139 ページの市道維持管理経費の関係ですけれども、実は除雪車がマンホールの
突起物にぶつかって事故を起こしているという実態がありまして、今日も業者から報告
を受けたのですが、3 件の事故があったと聞いております。これはマンホールの突起物を出
して起きるのかということ想定すれば、古くなって突起してくるのか、あるいは路面が引
っ込んで、減っていったマンホールが突出しているのかということで考えられますけれど
も、大変危険な状況であるというふうに、今日あたりは大分雪が深いから運転手はもう相
当張り切って除雪をしたと思います。そういう関係からドンとぶつかって機械が壊れると
いうこともありますし、運転手が前に飛び出てハンドルに腹とか胸をぶつける、もっとひ
どい場合はフロントに頭をぶつけるという事故もあると聞いておりますけれども、今日の
事故は大事に至っていないということでありますが、この事故の関係につきましては 3 年
間の状況の中でどんな実態にあるのか、件数も含めて答弁お願いしたいと思います。それ
から当然、冬期間に入る前にそういうマンホールの突起の関係については、点検など終了
していると思うのですが、そういうことを行われているのか。行われているとしたら、大
体年間どのくらいの修繕を行っているのか。この点について質問したいと思いますし、合

わせて市内全体で何カ所のマンホールが設置されているのか、この点についてもお伺いたします。

西田副委員長

諏訪土木事務所長。

諏訪土木事務所長

佐藤委員の質問にお答えいたします。まず事故の 3 ヶ年の状況についてであります、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度についてお答えいたします。平成 23 年度は 10 件、平成 24 年度は 8 件、平成 25 年度は 11 件マンホールと接触しております。そのうちけが人が出たのは、平成 24 年度の 3 名の方でございます。修繕の状況についてですが、平成 23 年度から平成 25 年度にかけては、毎年春先の 5 月から 6 月の中旬ぐらいに、約 3 週間から 1 カ月かけてマンホールが路面から出ているかどうかの調査を行っております。それでその調査を踏まえまして、下水道マンホールの切り下げだとか舗装の摺りつけをやっております。その内訳については、平成 23 年度は下水道課の協力を得まして、切り下げ 23 件、平成 24 年度は 49 件、平成 25 年度は 26 件行っております。残りについては、路面の舗装の補修で摺りつけということで、今年度 150 件行っております。平成 23 年度、平成 24 年度につきましても、詳細な数はわかりませんが、おおむね修繕費の約 2 割から 3 割の範囲内で、排水施設の修繕を行っているところでございます。それとマンホールの総数でございますが、これは雨水と汚水の下水道の管理をしているマンホールにつきましても、約 1 万 5000 カ所あると伺っております。以上です。

西田副委員長

佐藤委員。

佐藤委員

大事には至っておりませんが、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度でかなりの件数の接触事故が起きているということでもありますけれども、事故後の対応についてどのように行っているのか、運転者に対する対応とか、マンホールに対しての今修繕をしていると聞いておりますけれども、その辺の関係、あるいは今後のこういうマンホールの修繕計画というのは作ってやる予定なのか、その点についてもお伺いたします。

西田副委員長

諏訪所長。

諏訪土木事務所長

事故の対応につきましては、まず事故が起きた当日、除雪センターから市に事故報告があります。それを踏まえまして速やかに道路施設の破損箇所の修繕対応を行っているところでございます。けが人につきましては、すぐさま病院に行ってくださいまして、検査や治療を受けていただいております。今後の修繕計画ですが、先ほども言いましたように、春先にマンホールが路面から突出している箇所の調査を行いまして、状況の悪いところから修繕をやっていきたいと考えております。ちなみにその調査結果ですが、平成 23 年度は我々が気づいているところは 259 ヲ所、平成 24 年度は 585 ヲ所、平成 25 年度は 458 ヲ所、路面から突出していることがわかりました。以上であります。

西田副委員長

佐藤委員。

佐藤委員

今の突出部分の調査の状況を聞きますと、平成 23 年度で 259 件、平成 24 年度で 585 件、平成 25 年度で 458 件とは、かなりの数だと思います。全体的には 1 万 5000 ヲ所ありますから、これはまた調査するのが大変だと思いますけれども、やはり今、除雪するための運転手が大変減少しているわけですし、また機械もかなり古いものであって修繕も大変だと思いますから、この辺についてはきっちりと、今後計画なりそういう見通し、5 年先、10 年先の見通しを付けて、やはり安心安全で除雪作業ができるという体制が必要だと思いますので、今後さらに調査、そしてお金をかけて、少なくともこのマンホールが突出している部分については、すぐ直すような関係で取り組んでいただきたいと思います。以上です。

西田副委員長

要望でいいですか。

佐藤委員

はい。

西田副委員長

そのほかございますか。永井委員。

永井委員

では 1 点だけ。143 ページの地域除雪懇談会推進事業について。380 万円の事業費ですが、全額委託料となっているのですが、この委託料の中身が資料など見ても具体的な中身、どのようなものに使っているのかというのがわからなかったの、それを教えていただきたいのと、この推進事業自体の事業内容、各地域に赴いて市民の方々と懇談をするというこ

とだと思いますが、市民の方々からどのような問題点や要望、または意見などが寄せられているのかお伺いします。

西田副委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

永井委員のご質問にお答えいたします。地域除雪懇談会推進事業についてであります。委託費の内容としましては資料作成、司会進行、除雪マップ等の作成となっております。除雪懇談会をやった場合に、市役所と市民と対峙しますと、どうしても苦情の処理場というか、苦情を受け付ける場所となってしまいがちですので、第三者に間に入っていただいて、一般的な除雪というのはこういうものだというところを仲裁していただくということで、委託業者に司会進行等をしていただいて、各テーブル 10 人程度で懇談会を進めるのですが、そのテーブルにも 1 人ずつ、そういった委託業者の第三者が入っていただいて進めたいと思っております。今年度、平成 25 年度に委託費はなかったのですけれども、市職員で地域除雪懇談会を 2 町内会分開催いたしました。その中で地域の問題点などを出していただきまして、その中で言われましたのは、1 ヶ所は、市役所としてはこの路線は準幹線ということで路面を削るような機械で設計をしていたところが、どうしても片寄せになると。片方だけが雪が多いと。そういう要望がありまして、それであればここは準幹線扱いではなく生活道路と同じような扱いということで、除雪ドーザーという小回りのきく機械で 1 回やってみたらどうでしょうかということで、今回設計の内容を変えまして、除雪グレーダーから除雪ドーザーに変更した路線があります。それと交差点の手前で滑るなど、そういったところには砂まき対応するとか、あとは公園の中に通常も除雪車で公園管理者と協議をして雪を置いているのですが、それを市民の方も置きやすいようにもっと奥まで除雪ドーザーで押してほしいという要望があったり、逆に除雪業者からは、ごみステーションの位置は公園に隣接してあるのですが、それをもう少しずらして公園のほうに雪を押しやすいようにしてほしいとか、そういった要望もありました。ある町内会では空き地に、町内会独自で空き地の所有者にあたっただけで、そこに市道の雪を入れさせていただくという許可を得ていただきまして、何件かそういう快諾をいただいて、そこに雪を押しさせていただいているところがあります。以上です。

西田副委員長

永井委員。

永井委員

私が以前に聞いていたのは 3 ヶ所と聞いていたのですけれど、2 ヶ所で地域懇談会を行っ

たということですね。始まったばかりの事業ですので、2カ所に止まったと思うのですけれども、今後必要な懇談会だと思いますので、今後も実施していただきたいと思いますが、懇談会の実施計画はどのようにお考えなのかお聞かせください。また 380 万円という事業費をかけていますので、懇談会に入ってもらって委託業者や市民の意見、要望をきちんと真摯に受けとめた、そしてその解決に向けた事業内容にしていきたいと考えておりますので、それについてもどのように今後考えているのかお聞かせください。

西田副委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

今後の計画でございますけれども、おおむね 5 カ年で、生活道路を有している全部の町内会と懇談会を開催する予定でございます。その内容といたしまして、市民から色々なご意見等いただくと思いますけれども、それについては我々行政側と実施する業者側も、どういったことで市民からの要望を達成できるかということ話し合いながら、さらには市民にも自分たちでやれることは何なのかということを考えていただいて、より良い除雪を行うために努めていきたいと思っております。以上です。

西田副委員長

永井委員。

永井委員

例えば今日のようなドカ雪が降った場合などに、もしかしたら市民から懇談会を急ぎょ開いてくれないかとかいう要望が出てくる可能性も考えられますよね。そのような場合には臨機応変に対応していくべきだと思いますが、それについてどのようにお考えですか。

西田副委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

地域除雪懇談会の開催単位は、町内会と、除雪業者の受け持ちの範囲もでございますので、その中である程度の範囲をこちらのほうで設定してお願いしたいと思っておりますので、急ぎょ 1 自治会だけ開催して下さいと言われた場合には、なかなか難しいと今のところ考えております。以上です。

西田副委員長

他にございますか。藤田委員。

藤田委員

それでは何点かお聞きいたします。141 ページ、除雪対策費。これは予算の中身を聞くものではないのですが、最近の新聞報道から少し質問したいと思います。暴風雪の事故を未然に防ぐために、北海道がコンビニエンスストアと連携する動きが本格化していると。これはどういうことかといいますと、昨年の中標津等々の暴風雪で死者が出て、今年は相当警戒態勢をとって、まだ悲惨なことにはなっておりませんが、そういうことを含めて道道の規制情報をコンビニの店舗に F A X 等をして来店者に伝える協力店が、昨年の約 260 店から今年は 4 倍の 1040 店舗に拡大。運転者らが一時避難の場所として利用できるように各店舗に要請したということで、こんな取り組みを北海道がやっていると。これは国道を管理する開発局も 150 店舗ぐらいのお店と今提携をして、当然本市も市道があるわけですから市道部分でもこういう、いわゆる暴風雪で万が一ということがないわけではありません。それからいくと本市としてもコンビニエンスストアとのこういう連携をする必要がないかどうか。もう 1 点はコンビニは避難所として、今回道東の暴風雪でもやはり危険を察知して、コンビニの駐車場で待機して難を逃れたケースもあるようです。そういう意味ではこういうコンビニ等々にいざというときの退避場所、場合によってはそのコンビニで水の提供とかそういったことも将来考えられるだろうと思うのですが、そういうことに対して市の担当の課として協議をされているのかどうかちょっとお聞きします。

それから 2 点目として、同じく 143 ページ道路新設改良事業。市街地の生活道路を、大曲でいくとすすらん団地等々まだあると思うのですが、いわゆる生活道路の未舗装は平成 25 年度でどこまでいって、平成 26 年度でほぼ 100% くらいまでいくのかどうか。私はそういう認識をしているのですが、その点いかがでしょうか。

それから同じく 143 ページ、先ほど永井委員からも除雪懇談会の件で少し質問あったので、関連して 1 件だけ。昨年試験的に 2 つの町内会で懇談会をやり、色々な要望を聞いて、それをこの冬の除雪に反映されたと思います。市の計画ではあと 4 年ぐらいで約 150 からの町内会の懇談会を進めていくと。今回 2 つの町内会で結構な要望出たと思うので、これから毎年何十という町内会と懇談会をやっていった時に、色々な要望が出ると思います。それでそれは市の土木事務所が対応しますよとか、これはやはり業者じゃないとできませんよということが、かなり出てくるだろうと思います。できるできないを含めて。できるものが増えた場合に、恐らく相当な細かい作業が出てくるだろうと思うのですが、それに対して委託業者、いわゆる除雪業者に対する市の委託の予算というのが、このままでいいのか。今後見直す必要も出てくるのかどうか。その辺どんな見解を持っているのかお聞きしたいと思います。

最後 149 ページ、公園の整備。地区公園、都市公園の整備は、私の認識では輪厚中央通ができることになり、1 ヲ所公園整備があるのかなと思うのですが、それで市として必要な

公園整備は終わるのかどうか。それから今道内で進められているのが、防災公園という観点です。防災のために公園を利活用する。北海道の場合は冬期間降雪がありますので、そういう公園を作っても、雪対策というものをどうするんだということもあるのですが、将来的な考え方として防災公園も必要になってくるのではないかと思うのですが、こういう公園整備が本市として一段落するとすれば、次はそういうことをも視野に入れてはどうかと思うのですが、見解をお聞きます。

西田副委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

藤田委員の質問にお答えいたします。まず暴風雪時にコンビニを避難所として活用するという件ですけれども、私どもで管理している市道につきましては、吹き溜まり路線として位置づけしている道路の隣接しているところにはコンビニがないものですから、とりあえず今のところはそういった検討はしておりません。当然吹き溜まりが起きますので、それに対する対策といたしましてはその路線に、ここは暴風雪時には吹き溜まりになりますよとかそういう看板を設置しまして、通行する車両に周知することを行っております。それと吹き溜まり路線につきましては随時パトロールをして、吹き溜まり路線の除雪の回数を増やすことで対応しております。以上です。

西田副委員長

諏訪所長。

諏訪土木事務所長

地域懇談会で要望が多く出た場合、それを全て受け入れるかどうかということについてであります。市としましては限られた予算の中で全てを受け入れることは非常に難しいと考えております。しかしながら効果的な除雪だとか、市民の除雪に対する苦労などの軽減は図っていかねばならないと思っておりますので、まずは皆様のご意見をお聴きしまして、できるところから取り組んで参りたいと考えております。

西田副委員長

新田主査。

新田道路・河川担当主査

生活道路の整備率についてお答えいたします。平成 25 年度末の見込みですけれども、整備率につきましては 95.2%で、平成 26 年度の見込みにつきましては 96.2%を見込んでおり

ます。以上です。

西田副委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

藤田委員の公園の整備についてのご質問にお答えしたいと思います。1点目の今後の公園整備についてであります。今私どもで、整備を計画している（仮称）輪厚中央公園につきましては、緑の基本計画と整合をとりながら、私ども実施部署としては整備を行うこととなります。そういった中である程度、市域内の整備は終わってきておりますが、大曲末広地区のあたりに 1カ所あれば市街化区域内の公園については充足されると考えております。こういった中で公園 1人当たりの面積も 38.77、約 39 平米あるということで、他の自治体に比べて高い状況にあります。

もう 1 点、防災公園についてですが、防災公園は災害時の避難場所や活動拠点として活用されることから、市の総合的な地域防災計画などでの位置付けが必要だと考えるところでもあります。ですからそういった地域防災計画の中で、規模や整備内容、そういったものの検討も含めて位置づけをしていただくこととなります。そういった位置づけをしながら、私ども整備する部署としてはどういった国庫補助事業でできるのかといった、検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

西田副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。再質問で 2 点ほど。さっきの暴風雪のコンビニの件ですが、市道に面した吹き溜まりがあるようなところにコンビニがないということなので、市としては必要ないのだろうと思いますが、それなら道と道道に関して市とコンビニが協力体制を結んでいるということであるのですが、それに関して市内のコンビニで道と協定を結んでいるということを市の担当のほうで押さえているのかどうか。そこをまず確認させてください。

それから市街地の生活道路の整備が 96%までいきますという答弁でしたが、一応市道の中でも同じ市街地に住宅が十分張り付いていない市道も一部あるかと思うのですが、いわゆる住宅が張りついている生活道路部分は平成 26 年度でほぼ終わるのかどうか。その辺をもう 1 回解説お願いします。

西田副委員長

人見主査。

人見除雪担当主査

コンビニが北海道等とそういった契約を結んでいるかということにつきましては、我々は押さえておりません。以上です。

西田副委員長

新田主査。

新田道路・河川担当主査

生活道路の整備率につきまして今計画で予定しておりますのが、平成 31 年までには何かしらの整備が必要になるということで、平成 31 年につきましても 99.8%ということで、100%にはなっておりません。これにつきましては認定されている道路の中に法面とか道路の形態をなしてないところがございます、その部分で 100%までいかないという状況になっております。以上です。

藤田委員

終わります。

西田副委員長

ほかにございますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 57 分

再 開 11 時 58 分

西田副委員長

休憩を解き再開いたします。

1 時まで休憩といたします。

休 憩 11 時 58 分

再 開 12 時 58 分

西田副委員長

休憩を解き再開いたします。

土木費の質疑を続けます。田辺委員。

田辺委員

それでは 140 ページの街路樹捕植事業についてですけれども、北広島市にとっては沿道の街路樹というのはとても大きな魅力の 1 つだと思うのですが、北進通や中央通は元より、特に団地内はトリムコースや遊歩道にも四季それぞれ色々な種類の街路樹が植えられていて、沢山あるが故に管理は大変だと思うのですけれども、老木化や大木化など年月を重ねるにつれて維持管理に時間や経費もかかっている、大変ご苦労されていると思うのですが、この街路樹の何か診断をしたりケアをしたりする指針のような、何か決め事みたいなものはないのかお伺いします。緑の基本計画の中も読んでみたのですけれども、なかなか発見できなかったもので、この点についてお伺いします。

それから 148 ページの公園管理についてですけれども、市内の各公園は指定管理の制度を使われて管理をお願いしていると思うのですが、町内会とか老人クラブがやっている里親制度についてお伺いします。この里親制度ですけれども、これは今市内でどのぐらいの団体が請け負っていて、内容についてはどのようなものなのかお伺いします。

西田副委員長

佐々木主査。

佐々木道路・河川担当主査

ただいまのご質問にお答えします。街路樹の指針につきましては、ただいま内部決済を取ろうとしているところでありまして、ある程度の方向性を現在作成中であります。実際の管理におきましては、造園業者との調整、相談の中で対応しているのが実情であります。以上です。

西田副委員長

千葉主査。

千葉公園整理・区画整理担当主査

里親制度につきましてご答弁をさせていただきます。平成 25 年度実績でお答えをいたしますが、里親制度を実施している団体は 25 団体ございます。それで該当となる公園の数が 39 公園となっております。この里親制度の内容といたしましては、草刈りそれと清掃、あと遊具等の冬囲い、この 3 業務につきましてお願いをしているところでございます。以上です。

西田副委員長

田辺委員。

田辺委員

街路樹等については今も指針を作られる予定だということなので、是非色々北海道に合う樹木とか、樹木の剪定というのも大変だと思います。それで例えばニセアカシアとかも結構市内にはあると思うのですが、例えば棘の問題ですとか、何か白いものが飛びますよね。そういうものの問題とかで生物多様性の問題もあると思うのですが、この辺の街路樹の剪定というのは今後どういうふうになっていくのかお伺いします。

それと里親制度ですけれども、恐らく里親制度を担っている団体はあまり若くないのではないかなと思うのですが、里親制度をやりたいと思う団体がこの冬囲いというのを見て、自分たちに冬囲いができるのだろうかという、樹木の冬囲い、遊具の冬囲い、その辺のところもよくご存じないかなと思うのですが、清掃とか草刈りというのは意外とできると思いますが、その冬囲い、大きな木の冬囲いもするのか、遊具もどの程度の冬囲いをするのかというふうに不安に思って、ちょっと二の足を踏んでいる団体もあるかなと思うのですが、その辺についてはどんなものでしょう。

西田副委員長

千葉主査。

千葉公園整理・区画整理担当主査

里親制度の再質問につきましてお答えをいたします。私どもが冬囲いに関して実施される団体の方にお話しするのは、基本的には遊具の冬囲いでございますけれども、おおむね該当する施設というのがブランコ、水飲み台、シーソーです。その程度のものでございます。シーソーは外して横に置いていただく、古いブランコは鎖という形なものですから、あれは上に巻いていただくと。今現在リニューアルしているブランコに関しては少しタイプが違うものですから、それは支柱に、横にロープで巻いていただくと。そういう程度の簡易なものですので、もしご相談があれば、その程度のものであるというふうにこちらからも話をして、少しでも新しく参加したいという団体があれば、そういうようなご指導もさせていただきますながら進めていきたいと思っております。以上です。

西田副委員長

佐々木主査。

佐々木道路・河川担当主査

街路樹の剪定についてお答えします。先ほど申し上げた通り、指針を今作成中でありまして。その中で適切な樹種を選定しておりますが、1つ、田辺委員からのご指摘のように、ニセアカシアに関しては確かに苦情が多いので、今回の指針の中では抜いております。以上です。

西田副委員長

田辺委員。

田辺委員

ありがとうございます。里親制度についてですけれども、これは団体がやる公園というのは街区公園なのか、それとも大きな公園なのか、それが全部該当するのかどうか。例えば南公園とか竹葉公園とか大きな公園があって、遊具とかが置いてある小さな公園、それ両方とも近くにあったら、どちらをやってもいいということなのか。それとその報酬というか、例えばお道具の提供とかそういうことはあるのかどうか。それと先ほどご答弁の中にありましたけれども、市としてはやはりこの里親制度を広めていきたい、さらに参加者を増やしていきたいという方向でいいのかどうかをお伺いします。

西田副委員長

千葉主査。

千葉公園整理・区画整理担当主査

まずこの制度に基づいて、基本としましては街区公園を考えております。今田辺委員のおっしゃるように近隣公園や緑地など色々あると思いますが、その辺につきましては別途協議させていただきたいと考えております。あとその団体の方それぞれに対しましては報償費という形で、該当する面積がそれぞれ違いますので団体ごとに金額が変わりますが、私どもから出させていただきます。今後についてですが、地元の皆さんに愛着を持っていただくという観点からいきますと、やはり少しでも多くの団体が手を挙げていただければと考えております。以上です。

西田副委員長

野村委員。

野村委員

それでは簡単に 1 点のみ質問させていただきます。平成 26 年度政策経費一覧の 36 ページ、駅西口広場整備事業についてお聞きします。まず今回の 4928 万円の中でバスシェルターの建て替え一式、そしてロードヒーティングの設置一式ということですが、その内訳を教えてください。

西田副委員長

新田主査。

新田道路・河川担当主査

野村委員のご質問に答弁させていただきます。駅西口の整備工事としまして、先ほど言われたとおりバスシェルターの建て替え及びロードヒーティングの設置というのがございます。ロードヒーティングにつきましては、延長で 160 メートル、幅で今予定しているのが 2.5 メートル、400 平米のエリアをロードヒーティングにしたいと考えております。これにつきましては詳細な設計はまだなので、おおむねですけれども費用としては 2600 万円程度、それとバスシェルターの建て替えにつきましては、今あるものと同程度のバスシェルターを延長で 45 メートルのものを考えております。この費用につきましては、おおむね 2300 万円程度と考えております。以上です。

西田副委員長

野村委員。

野村委員

バスシェルターは今の古くなったものをそのまま、大体直すということですね。面積的な部分で。それで 2300 万円という。わかりました。あと歩道のロードヒーティングのところですが、160 メートルの 2.5 メートルの 400 平米ということを細かく教えていただきまして、まず西口のここの所は非常に要望が多くて、そして高齢化しているので転んだらそれこそ介護が必要になってしまうとか、あとこれから春先になったら雪が解けて非常に足元が悪くてということで、やっとできることに関しては大歓迎ということなのです。ただロードヒーティングの部分の再質問をいたしますけれども、この 160 メートルと幅 2.5 メートルと 400 平米ということですが、実は竹山高原温泉のところもロードヒーティングになっていまして、ロードヒーティングをかけたところは非常に良いのですが、そのかけたところと繋がっているところ、そこが今回も非常に雪があつて段差があつて、それこそ午前中に車が除雪とかやっていて、どーんとなつてというようなことですが、あそこは急に坂になって、ぼーんて行くとすごく危ないんです。だからここもそうですけれども、実はあそこは子供たちとか皆さんを送り迎えするように車を止められるようになっていまして。だからそういうところで、あるところではロードヒーティングにさせていただいて良くなるけれども、段差ができることが非常に気になるということで、是非ともそういったことを考慮して考えてもらいたいということと、今の段階のこの 160 メートルと 2.5 メートル幅で 400 平米というのは、きちんとそういうところを考えているのかということと、あと竹山のロードヒーティングのことを言いますと、スイッチが入っている時と入っていない時があるような気がします。それは今回どういうふうになるのかわかりませんが、ある程度積雪があつたら入るようになるのか、温度が低くなったら入るようになるのか、そこら辺のどこ、そして今、省エネというか、なるべくお金を使わないようにするという

ことで、極端に言ったら切ったりする場合もあるのかもしれないけれど、そうなるべくと本末転倒で、かえっておかしくなってしまうので、そういうところはどういうふうな仕組みで考えているのかということをお再質問します。

西田副委員長

新田主査。

新田道路・河川担当主査

ただいまの再質問にお答えいたします。まず段差の件でございます。どうしてもロードヒーティングが入っているところと入っていないところ、圧雪状態が残ってしまうという状態になろうかと思えます。その段差につきましては、従来やっています砂まきですとかそういったもので、少しでも段差を少なくすることしか今のところ考えられない状況であります。できるだけ圧雪を残さないように削るという作業が必要かと思えます。ロードヒーティングの制御につきましては、気温、路温、降雪量、水分量、これを感知しまして、それぞれの状況に合わせて稼働します。例えば気温が下がってきますと、スタンバイ状態に入りまして、それから一定程度降雪を感知しますと、電源が入ると。こういったように段階に分けて稼働するような仕組みになっております。路面に水分を感知したら、そこでもまたヒーティングが入るといった仕組みになっております。以上です。

西田副委員長

野村委員。

野村委員

段差のことは今あまり工夫していないみたいなことですが、砂をまくとかですと、かえって先ほど言ったように前より環境が悪くなるので、ある一部のところは切り取って、車道の方までも溶かすような形のことと考えて、そこから出入りできるようにすると、あるいは私自身はプロではないからよくわからないけれども、これから作るものですから、そういうところはなるべく色々検討して、できる限り先ほど言った高齢者の人が足が悪いとか、転んだりするのが大変だということになっているわけだから、やはりそういうものが、段差があったり色々出てきて、それでせつかくいいものを作っても効果が出ないようなことはくれぐれも注意しなくてはならないということで、まだ時間がありますので、是非ともそこら辺のところは考えていただきたいということで終わります。

西田副委員長

要望でいいですか。

野村委員

はい。

西田副委員長

そのほか。川崎委員。

川崎委員

それでは 1 点だけ、私からもお願いしたいと思います。先ほど田辺委員からもありましたけれども、街路樹補修事業について伺いたします。そもそも街路樹はなぜ必要なのか。こういうこと言うとあれですけども、私どもの町内の中で街路樹は百害あって一利なしという感じで、まず冬でいうと除雪の邪魔である。たぶん街路樹を植えるのは 1 つに景観というのがあると思うのですが、秋になったら枯れ葉が舞い散って、景観といえば木の形がそのまま残っていれば景観もよろしいのですが、太い木を伸びないように切ってしまう、いわゆる瓦礫のような感じで残って、夏は夏で大体街路樹というのは電柱のそばに大体あります。そうするとせっかく点けていた防犯灯がほとんど効果がない。私どもの町内会では街路樹のあるメインの通路は道路側と歩道側と 2 ヲ所、2 灯を点けなければ明かりが取れないような状態。一般的には景観だとか、それから CO₂、緑が CO₂ を食ってくれるからいいんだよということになるけれども、実際に除雪の手間を考えれば、あれだけ時間をかけて重機を動かしていれば、CO₂ 削減どころか CO₂ をばら撒いているような面もあるし、また掃除のために車を動かして歩いていけば、もう 1 本の木の CO₂ 削減どころか逆に CO₂ がプラスの方向に現れていると考えると、私どもでは百害あって一利なしではないかというのが大体の意見です。そこで街路樹補修事業を、先ほどの街路樹はなぜ必要なのかということと、それから地域の自治体と色々な相談をして、例えばわが町内会の部分については必要ないといった場合に、それはそれでいいのか。それについて伺いたしたいと思います。

西田副委員長

佐々木主査。

佐々木道路・河川担当主査

川崎委員のご質問にお答えします。まず街路樹の目的ですが、道路交通の安全、快適性を高め、沿道における良好な生活空間を確保し、都市部の良好な公共空間の形成に資することを目的とするものであります。川崎委員がおっしゃったとおりですけども、街路樹があることによるメリットといいますか、街路樹の本来持っている機能としまして、風致美観の向上をさせるとともに、沿道の景観的な調和、通行の快適性の増進を図るという目的の修景機能が 1 つあります。そのほか交通安全機能としまして視線誘導、遮光により道

路交通を円滑にするという目的もあります。3 番目として環境保全、騒音の緩和、大気汚染の軽減等があります。それと先ほどお話にありました邪魔になるという部分ですけれども、交通上危険となるような隅切りの近くにあるような街路樹に関しましては、逐次対応していくかたちで考えております。以上です。

西田副委員長

川崎委員。

川崎委員

たぶん失笑を買うような理由だと思うのですが、街路樹は確かに見た目がいいし、無電柱化のところについては伸び放題ですから、例えばポプラ並木がずっと並んでいた、その景観も大変いいし街路樹的にはいいだろうけど、あぁいったそのまちの中で、例えば 5メートルのところへ行ったら、今はもう光が電話だった、要は弱電ケーブルがごっそりあるようなところ、その上に行ったらもう低圧線や高圧線があって、それ以上伸ばすことができない。だから頭を切ってしまう。太い位置で切ってしまう。真冬、葉っぱが落ちてしまった状況では壊れた案山子が立っているような感じになってしまう。これでは景観にも何にもならない。そして先ほどいったように例えばさっと除雪できるものが、重機を使って手間をかけなければならない。それだけエネルギーを使っていることになれば、いい方向だけで見ればそれは素晴らしい発想かもしれないけれども、実際にはどうなのだろう。剪定するにもコストがかかるということになれば、ましてやごみとなった葉っぱは数少ないごみ処理のところへ持って行って、それがまたガス化して地球温暖化にどうなのかという話も出てくると、トータル的に考えると無駄だと思うのです。そこで答えがなかったのですが、町内会で必要ないということになれば、その部分については町内会で相談をすることができるのか、その辺についてお聞きします。

西田副委員長

諏訪所長。

諏訪土木事務所長

川崎委員の質問にお答えします。樹木が邪魔だということでもありますけれども、我々としては、基本的に樹木はやはり車を運転する者に対しての視線誘導だとか、歩行者の安全確保、あるいは大気の浄化ということで必要と考えています。確かに細かい点言えば除雪の邪魔になるかと思えます。市の除雪では、基本的にはカット排雪でやっておりますので、歩道の雪を全部取り除くということは基本的にやっておりません。町内会とのお話によって撤去できるかできないかということについては、基本的に邪魔でどうしようもない場合についてはご相談させてもらった上で除去することも可能かと思えます。その場合、

やはり交差点の近くで危ない、見通しが確保できないなど、そういうところについては取除けますし、あるいはあまりにも害虫駆除の関係で酷くて、どうしようもないから取り除いてほしいということであれば、対応可能と考えております。いずれにしましても町内会の皆様とは話し合いの上で、残すか残さないか決めさせていただきたいと考えております。以上です。

西田副委員長

川崎委員。

川崎委員

わかりました。認識不足だけ1つ指摘しておきますと、我々の町内会の歩道については、町内会が歩道の除雪をしています。市はやっていません。町内会が金を出してやっている。そこだけ。だからやっていないからいいということではなくて、町内会がそれだけ負担をしていることを理解しておいていただきたい。以上です。

西田副委員長

その他ございますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で土木費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。本日はこれにて延会といたします。ご苦労様でした。

13時22分 終了

委員長

副委員長